

令和5年11月

お客様各位

郡山信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年(2023)年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されております。

当金庫は適格請求書等発行事業者としての登録を受けておりますので、お客様がお取引にあたり当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた手数料に含まれる消費税につきまして、当金庫が交付するインボイス(適格請求書等)に基づく消費税の仕入税額控除を受けることができます。

つきましては、当金庫ではインボイス制度への対応を以下のとおりいたしますのでご案内いたします。

**【当金庫の適格請求書発行事業所番号】: T5380005002511**

記

**1. 営業店窓口でお支払いいただく各種手数料について**

営業店窓口等で各種手数料(振込手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料など)をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。大切に保存いただきますようお願いいたします。

**2. 自動振替等でお支払いいただいている各種手数料について**

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料(インターネットバンキング手数料、口座振替手数料など)につきましては、インボイスの要件を満たした「手数料取引明細書(インボイス)」を作成しダイレクトメールにて郵送いたします。

- (1) ダイレクトメールご郵送対象のお客様は、法人、個人事業主のお客様となります。ご郵送時期は、手数料が発生した日を基準に1カ月分をまとめて翌々月に作成し郵送いたします。手数料が発生しない月の分は郵送されません。
- (2) ダイレクトメールは当金庫において個人事業主として登録している個人事業主のお客様に郵送いたしますので、個人事業主のお客様で「手数料取引明細書（インボイス）」が届かない場合は、お取引の営業店へお問い合わせ願います。

### 3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスが不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

従いましてATMから出力される「ご利用明細」については従来どおりとなり変更ありません。

### 4. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当金庫がお客様から商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客様が適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応などにつきましてご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上